

広島県告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の森林を解除予定保安林にしたが、森林所有者の所在が不明なため、同項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によって、通知の内容を庄原市役所の掲示場に掲示した。

平成二十六年五月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除予定保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
庄原市比和町森脇字上八川山五三八〇の一（次の図に示す部分に限る。）	山下 良治
	渡辺 一祝
	建林 ツヤコ
	谷口 忠男
	井澤 聖昭
	白川 ソノ
	松島 博
	川村 昇
	山本 辰夫
	八谷 英樹
	仁田 志律
	北岡 卯杖
	加藤 正治
松下 聡	
桑原 道治	

加藤 義春

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

通信施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）